

平成 28 年度環境省入札監視委員会定例会審議概要

開催日及び場所	平成 28 年 7 月 29 日（金） 環境省省議室	
出席委員 〈50 音順・敬称略〉	河野正男（大学名誉教授）、東田親司（大学名誉教授）、 宮崎裕子（弁護士）、吉田博宣（大学名誉教授）、 和久友子（公認会計士）	
審議対象期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日	
入札・契約方式	(件数)	抽出案件 < 3 件 >
随意契約	1 件	① 平成 27 年度皇居外苑桜田濠石垣修復工事
一般競争	1 件	② 平成 27 年度利尻礼文サロベツ国立公園礼文島縦断線歩道 整備工事（その 1）
一般競争	1 件	③ 平成 27 年度小笠原地域自然再生事業ノネコ対策調査（飼 養）業務
委員からの意見 ・質問、それら に対する回答等	■意見・□質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意 見の具申又は勧 告の内容	<p><u>意見の具申又は勧告はなし</u></p> <p>引き続き、本委員会で一者応札の状況等の分析結果を環境省から報告のうえ、競争性を高める取組について審議を行っていくこととする。</p>	

(別紙)

委員からの意見・質問、それらに対する回答等

抽出案件	■意見・□質問	回 答 等
随意契約		
①平成 27 年度皇居外苑桜田濠石垣修復工事	一般競争の正当性について <input type="checkbox"/> 文化財であるなど特殊な面がある一方で一般競争入札とした理由は。	<input type="checkbox"/> 特殊な面はありつつも、施工技術を有する業者は 2 者以上存在するものとの認識から入札を実施。
	予定価格について <input type="checkbox"/> 予定価格に文化財は考慮されるのか。	<input type="checkbox"/> 通常の造園等に用いる単価に頼れない場合は、過去の事例や業者見積もりを参考にして決定。
	随意契約について <input type="checkbox"/> 入札が不調となったにも関わらず、随意契約が締結出来たのは何故か。	<input type="checkbox"/> 入札時においては入札価格と予定価格との乖離があったため不調と判断した。工期を考慮し、随意契約の可能性について、業者に意思確認等を行った結果、提出のあった見積もり価格が予定価格を下回ったもの。

抽出案件	■意見・□質問	回 答 等
一般競争		
<p>②平成 27 年度利尻 礼文サロベツ国立 公園礼文島縦断線 歩道整備工事（その 1）</p>	<p>一者応札について</p> <p><input type="checkbox"/>山岳道、登山道の施工実績を入札条件とする必要性はあったのか。</p> <p><input type="checkbox"/>一者応札となった理由はどのように考えているか。</p> <p><input type="checkbox"/>入札条件を本省でチェックするような仕組みになっているか。</p>	<p><input type="checkbox"/>歩道の際に希少な植物が生えている等、レベルの高い自然環境の場所で工事をする必要があるため入札条件として設定。</p> <p><input type="checkbox"/>類似の工事实績では三者の応札があり、一者応札となる事は想定していなかったが、離島での工事であったため、他の工事よりも負担が大きかったのではないかと考える。</p> <p><input type="checkbox"/>基本的な会計制度などについては本省で統一しているが、業務の質に影響を及ぼすような個別事業の入札条件については各事務所長等の判断で実施している。今後とも、業務の質を考慮し、個別事業にかかる条件について統一はせず、広く募集をかけるなど、一者応札回避に向けた取り組みを行ってまいりたい。</p>
	<p>予定価格について</p> <p><input type="checkbox"/>工事の難度によって単価に差はあるのか。</p>	<p><input type="checkbox"/>植生配慮の度合いなどによる単価差はない</p>

抽出案件	■意見・□質問	回 答 等
<p>③平成 27 年度小笠原地域自然再生事業ノネコ対策調査（飼養）業務</p>	<p>単価について</p> <p>□エサなどの費用はどうなっているのか。</p>	<p>□人件費のみならず、エサ代や薬の投与に必要な経費も契約単価に含まれる。</p>
	<p>一般競争の正当性について</p> <p>□父島に本拠を置かれる N P O の一者応札となっているが、本業務を一般競争入札としている理由は。</p>	<p>□契約の公平性の観点から随意契約の理由がない限りは競争契約で行うべきと考える。ただし、一者応札が続いている点に鑑み、参加者確認公募方式への移行を含め一者応札解消に向けた検討を行いたい。</p>